

「奈良の生活保護行政をよくする会」による奈良県内自治体の「生活保護のしおり」の点検結果（同会提供）

（神奈川県小田原市、京都府、東京都世田谷区は全国のモデル的な例と比較するために点検）

評価項目 ○：記載あり △：記載なし ×：記載の誤り・誤解を招く記載 ◎：各項目参照		①奈良市（新規申請者用）	②生駒市	③大和郡山市	④大和高田市	⑤橿原市	⑥葛城市	⑦天理市	⑧香芝市	⑨桜井市	⑩宇陀市	⑪五條市	⑫御所市	⑬十津川村	⑭奈良県	小田原市	京都府	世田谷区
1 形式面	相談すべき場所・電話番号が書かれているか。	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	しおりの作成時期（評価対象外）	2022年10月	2022年1月	不明	2018年10月	不明	2019年頃	2021年4月	2022年4月	2022年3月	2016年頃	2010年4月	2018年4月	不明	不明	2021年？	2022年4月	2022年4月
	しおりの取得時期（評価対象外）	2022年10月	2022年6月	2022年5月	2021年11月	2022年5月	2021年11月	2022年1月	2022年4月	2022年4月	2022年5月	2021年11月	2021年11月	2022年6月	2022年6月	2022年6月	2022年6月	2022年6月
	ホームページからしおりが閲覧できるか（評価対象外）	不可	可	不可	不可	不可	不可	可	可	不可	不可	可	不可	不可	不可	可	可	可
	ページ数（評価対象外）	6	14	4	14	14	13	14	10	10	8	8	4	7	9	8	8	12
2 制度の法的位置づけ	憲法25条の生存権保障に基づく制度であることが説明されているか。（冒頭に明確に記載されていれば◎）	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	△	◎	△	△	△	△	◎	◎	◎
	単なる「最低生活」ではなく「健康で文化的な生活」を保障するものであることが説明されているか。	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○
	「自立の助長」が正しく説明されているか。（自己決定と社会参加について記載ある：◎、自己決定・社会参加・日常生活自立・経済的自立いずれかについて記載ある：○、一日も早く自立などの記載：×、いずれの記載もない：△）	○	△	△	×	△	×	×	△	△	△	△	×	×	×	◎	○	△
3 全般	NHK受信料、年金保険料等免除される制度について説明されているか。	△	○	○	○	△	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○
	ケースワーカーの役割や守秘義務があることが記載されているか。（気軽に相談するよう呼びかけがあれば◎）	△	○	△	○	○	○	◎	△	△	○	△	△	○	○	◎	◎	◎
4 権利	本人だけでなく扶養義務者、同居の親族にも申請権があることが記載されているか。（緊急性がある場合は職権で保護開始される場合も記載されていれば◎）	○	○	△	△	○	△	○	△	△	○	○	△	△	△	○	○	○
	申請から原則14日以内に決定されなければならないことが記載されているか。	○	△	○	△	○	△	△	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○
	決定に不服がある場合に審査請求（不服申立）できることが記載されているか。	△	○	△	○	○	○	△	○	△	○	×	△	○	○	○	○	○
	これらの手続の流れが、フローチャートで分かりやすく説明されているか。	○	△	○	△	○	△	○	△	△	○	○	△	△	△	○	○	○
	収入申告の義務があることだけでなく、申告すれば基礎控除・経費控除等があることも説明されているか。	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	○	△	△	△	○	○	○
5 各種控除・免除の権利	特に高校生のアルバイト料について申告すれば未成年者控除のほか、クラブ活動費、修学旅行費、学習塾費、大学受験料・入学金等に使うことができていることが説明されているか。	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	○	○	△
	保護費の返還を要する場合も、世帯の自立の観点等から返還免除される場合があることが説明されているか。	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○
6 義務	収入申告が必要な場合について、具体的に説明されているか。（就労収入だけでなく、子どものアルバイト料、借入れ、恵与金等も収入となることが明記されていれば◎）	△	○	△	△	○	△	○	○	△	△	○	△	△	△	○	○	○
	収入申告漏れは不正受給と扱われることが記載されているか。（不正受給と言えるためには「不正の意図」が必要であることが記載されていれば◎）	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○
7 指導指示	福祉事務所の指導・指示に従う義務があることが記載されているか。（保護の目的達成に必要な範囲でしか指導できないことが記載されていれば◎）	△	○	○	◎	○	○	○	◎	◎	○	◎	△	○	○	◎	◎	○

		<p>評価項目 ○：記載あり △：記載なし ×：記載の誤り・誤解を招く記載 ◎：各項目参照</p>	①奈良市（新規申請者用）	②生駒市	③大和郡山市	④大和高田市	⑤橿原市	⑥葛城市	⑦天理市	⑧香芝市	⑨桜井市	⑩宇陀市	⑪五條市	⑫御所市	⑬十津川村	⑭奈良県	小田原市	京都府	世田谷区
21	全額	資産が一切認められず、すべて処分しなければならないような記載がないか。（誤解を招く記載があれば×、なければ○）	○	○	×	×	○	×	○	○	×	○	○	△	×	×	○	○	○
22	不動産	居住用不動産は原則保有が認められることが記載されているか。	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	○	○	△
23	生命保険	返戻金・保険料が少額であれば生命保険の保有が認められる場合があることが記載されているか。	○	△	○	△	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	○	○	○
24	障害保険	保護開始時の返戻金が50万円以下であれば認められる場合があることが記載されているか。	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△
25	自動車	原則保有が認められていないことの記載だけでなく、障害者の通院通所や半年以内に就労自立の可能性がある場合等には保有が認められる場合もあることが記載されている（◎）か。（原則認められない/個別の事情によっては認められる○、自動車について記載なし△、認められない×。）	○	○	○	×	○	△	○	○	○	◎	×	△	△	△	○	○	○
26	原付等	125CC以下の原付等は原則保有が認められることが記載されているか。（保有使用できる/認められる場合がある○、原付等の記載なし△、原則認められない×）	△	△	○	△	○	△	△	△	×	△	△	△	△	△	○	○	○
27	要介護・要介護能力	稼働能力の活用が求められることだけでなく、就労支援や職業訓練等が受けられることが記載されているか。	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○
28	他法他策	「保護に優先する」という法律用語だけでなく、現に扶養（仕送り）があれば、その分保護費が減らされるという意味まで説明されているか。	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×	○	○	○	○	○	○
29	扶養	扶養照会は、扶養義務の履行が期待できると判断される者に対して行うものと分かるような記載があるか。（扶養照会・調査自体についての記載なし：△、そのような記載がない・誤り・誤解を招く表現：×）	×	○	×	×	×	△	△	×	△	×	×	△	△	△	△	△	○
30	扶養	扶養照会の拒否を認める余地があることが記載されているか。（記載あり：○ 扶養照会自体の記載なし：△ 全て調査・照会すると誤解させる記載：×）	×	○	×	×	×	△	△	△	△	×	×	△	△	△	○	○	○
31	扶養	必ず扶養照会をすすると誤解させる記載とないか。（DV等扶養の期待可能性がない場合には扶養照会しないことが記載されていれば◎、誤り・誤解を招く表現=×、扶養照会自体について記載なし=△	×	○	×	×	×	△	△	◎	△	×	×	△	△	△	◎	○	◎
32	他法他策	各種年金、手当、障害者手帳などの手続が求められることが記載されているか。（それにより加算がいたり、収入認定除外されるなど有利になる場合もあることまで記載されていれば◎）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
33	生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭の8つの扶助が受けられることの説明があるか（わかりやすい説明があれば◎）	◎	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○
34	全体像	保護の基準額、加算等の具体例が説明されているか。（どちらか片方でも記載あれば○）	△	△	△	○	○	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△
35	保護の種類と内容	最低生活費と収入の差額が支給されることが説明されているか。（図で分かりやすく説明されていれば◎）	◎	○	◎	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎
36	保護の種類と内容	保護費が具体的にどのように支給されるか説明されているか。	△	○	△	○	△	△	△	○	△	○	△	△	△	△	○	○	○
37	保護の種類と内容	医療を受ける際の方法（医療券の交付等）についての説明があるか。	△	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○
38	医療扶助	通院移送費の支給の説明があるか。（電車・バスだけでなく、場合によってタクシー代等の支給が認められることなど具体的な説明があれば◎）	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	◎	○
39	医療扶助	治療材料（眼鏡やコルセット等）が作れることが説明されているか。	△	○	○	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○
40	介護扶助	介護の必要性が生じた場合の説明があるか。	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○	○	△
41	一時扶助	転居費用等その他の一時扶助の支給があることの説明があるか。	△	○	△	△	△	○	△	△	△	○	△	○	△	○	△	○	△